

令和 3 年 月 日

中国運輸局 鳥取運輸支局長 殿

名 称 三朝町
住 所 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬 999 番地 2
代表者の氏名 三朝町長 松浦 弘幸
(公 印 省 略)

自家用有償旅客運送の登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録を受けたいので、道路運送法第 79 条の 2 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名 称 三朝町
住 所 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬 999 番地 2
代表者の氏名 三朝町長 松浦 弘幸

2. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

3. 路線又は運送の区域

(1) 路線

	起 点	主たる経過地	終 点	キロ程
1	東伯郡三朝町大瀬 999-2	～	東伯郡三朝町木地山 547-1	16.5
2	東伯郡三朝町本泉 357-11 先	～	東伯郡三朝町山田 690	2.7
3	東伯郡三朝町今泉 1093-2 先	～	東伯郡三朝町今泉 383-10 先	1.4
4	東伯郡三朝町大瀬 999-2 先	～	東伯郡三朝町本泉 295-3	1.4
5	東伯郡三朝町今泉 899 先	～	東伯郡三朝町湯谷 621	0.2
6	東伯郡三朝町牧 59-5 先	～	東伯郡三朝町赤松 659-1 先	0.3
7	東伯郡三朝町大柿 698-1 先	～	東伯郡三朝町恩地 202-3 先	0.2
8	東伯郡三朝町助谷 1146	～	東伯郡三朝町助谷 522-2	0.3

9	東伯郡三朝町助谷 523-1 先	～	東伯郡三朝町助谷 285-6	0.2
10	東伯郡三朝町久原 121-1 先	～	東伯郡三朝町久原 439 先	0.8
11	東伯郡三朝町曹源寺 330-8 先	～	東伯郡三朝町曹源寺 303-8	0.1
12	東伯郡三朝町曹源寺 638 先	～	東伯郡三朝町曹源寺 59-14 先	0.4
13	東伯郡三朝町穴鴨 1597 先	～	東伯郡三朝町上西谷 310 先	2.4
14	東伯郡三朝町下西谷 272-4	～	東伯郡三朝町下畑 846-1	3.6
15	東伯郡三朝町本泉 596-1 先	～	東伯郡三朝町柿谷 157-3	10.3
16	東伯郡三朝町森 585-8	～	東伯郡三朝町森 736	1.3
17	東伯郡三朝町鎌田 1438 先	～	東伯郡三朝町鎌田 1401 先	0.8
18	東伯郡三朝町鎌田 1284-4 先	～	東伯郡三朝町吉尾 320-4	1.2
19	東伯郡三朝町下谷 545-1 先	～	東伯郡三朝町下谷 369-1	0.9
20	東伯郡三朝町小河内 806-3	～	東伯郡三朝町笏賀 320-2	1.0
21	東伯郡三朝町小河内 345-52 先	～	東伯郡三朝町福吉 64-1	1.7

(2) 運送の区域

区 域	備 考

4. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
三朝町役場	鳥取県東伯郡三朝町大瀬 999 番地 2

5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の 名称	保有 区分	バ ス		普通自動車 (軽)		合 計	
三朝町 役場	保有	1 台		()		1 台	
	持込		※	()	※ ()		※
	合計	1 台		()		1 台	

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者

7. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

別添のとおり

8. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

9. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 路線図
- (3) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

令和 3 年 月 日

中国運輸局 鳥取運輸支局長 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別
交通空白地有償運送
2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村
(名称) 三朝町地域公共交通協議会
(対象市町村) 三朝町
3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日
令和 3 年 5 月 日
4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名
名 称 三朝町
住 所 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬 999 番地 2
代表者の氏名 三朝町長 松浦 弘幸
5. 調った協議の内容
(1) 路線又は運送の区域
別添のとおり
(2) 旅客から収受する対価 (対価の内容を添付すること)
別添のとおり
(3) 運送しようとする旅客の範囲
地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者
6. その他特記事項

令和 3 年 月 日

三朝町地域公共交通協議会

主宰者 三朝町長 松浦 弘幸

印